

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び室蘭市契約に関する規則(平成12年規則第21号)第11条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 6 年 2 月 27 日

室蘭市長 青 山 剛

記

1. 入札に付する業務の内容

- | | |
|-----------|---|
| (1) 入札番号 | No. 1 |
| (2) 件 名 | 室蘭港公共埠頭警備業務委託 |
| (3) 期 間 | 令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日 |
| (4) 仕 様 等 | 仕様書指示のとおり |
| (5) 業務概要 | 「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律」に基づく、重要国際埠頭施設内外の監視業務、出入管理業務及び緊急事態発生時等の連絡業務。 |

2. 入札参加資格

入札参加者は、次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1)2023~2026年度室蘭市競争入札参加資格者名簿に委託業務中「警備」で登録がある者
- (2)室蘭市内を本店又は支店、営業所、出張所として営業している者
- (3)警備業法第4条の規定に基づく都道府県公安委員会の認可を受けている者
- (4)地方自治法施行令第167条の4の競争入札参加排除の規定に該当しない者
- (5)公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、室蘭市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと
- (6)会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225条)による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと(更正手続又は再生手続の開始決定後、室蘭市から再認定を受けている者を除く)
- (7)過去5年間に於いて、港湾施設に関する警備業務の実施実績が1年以上ある者

3. 入札の参加申請書等の提出期間、場所等

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書に次の書類を添付して提出すること。

- ・ 制限付一般競争入札参加申請受理票用紙
- ・ 警備業務認定証の写し
- ・ 港湾施設に関する警備業務の実績調書

(2) 提出期間 令和 6 年 2 月 27 日 ~ 令和 6 年 3 月 12 日

(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで。)

(3) 提出場所 室蘭市港湾部港湾管理課

(室蘭市海岸町1丁目20-30、電話0143-22-3191)

(4) 提出方法 持参すること。(郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。)

(5) 入札参加資格の確認

申請書等を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、その理由を記載した文書により通知する。

(6) 提出書類様式の入手方法

(3)の提出場所において無償で配布するほか、次のアドレスの室蘭市役所ホームページにおいて、ダウンロードできる。

<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org8100/nyuusatu.html>

(7) その他

- ① 申請書及び資料等の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料等は返却しない。

4. 入札保証金及び契約保証金の有無

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

5. 仕様書等

仕様書等の閲覧は、次の期間、場所で行う。

(1) 閲覧期間 令和6年2月27日 ~ 令和6年3月12日

(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで。)

(2) 閲覧場所 室蘭市港湾部港湾管理課

(室蘭市海岸町1丁目20-30、電話0143-22-3191)

6. 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行日時 令和6年3月26日 午後1時30分

(2) 入札執行場所 室蘭市港湾部港湾管理課 (室蘭市海岸町1丁目20-30)

(3) 入札方法

- ① 入札書は持参すること。(郵送又はファクシミリによる入札は認めない。)
- ② 制限付一般競争入札参加申請受理票(市受付印押印済)又はその写しを入札開始前に提出すること。
- ③ 入札回数は、2回までとする。
ただし、第1回目の入札においての入札辞退者、入札遅参者及び無効の入札をした者は、第2回目の入札に参加できない。
- ④ 入札金額は、1人1時間あたり単価で記載すること。

7. 入札心得等

(1) 代理人が入札する場合には、委任状を提出すること。

(2) 入札書は、封筒に入れて提出すること。

(3) 次に該当する入札は、無効とする。

- ① 資格のない者がした入札、又は委任状を持参しない代理人がした入札
- ② 記名押印のない入札書
- ③ 金額を訂正した入札書
- ④ 記載事項が不明確な入札書
- ⑤ 入札者(代理人)が同一件名に2つ以上の入札をしたとき
- ⑥ 入札に関し不正、不穩当の行為があった者のした入札
- ⑦ その他、入札に関する条件に違反した場合

(4)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は、これを切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5)入札の中止等

- ア 入札までの間にやむを得ない事由のため、入札を延期又は中止することがある。なお、中止となった場合でも、申請書等の作成費用は申請者の負担とする。
- イ 落札の日から7日以内に契約を締結しないときは、この落札を取り消す。

8. その他

本件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、履行期間の始期の属する年度に係る予算の議決を条件として成立します。また、令和7年度以降において、歳出予算の当該金額について削除又は減額があった場合、契約を解除することがあります。

9. 問い合わせ先

室蘭市役所港湾部港湾管理課管理係

(室蘭市海岸町1丁目20-30、電話0143-22-3191、FAX 0143-22-6069)